

令5福個答申第7号
令和6年1月31日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(市民局総務部戸籍住民課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 永 星 浩 一
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る一部開示決定処分に対する審査請求について（答申）

福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）第49条第1項の規定に基づき、令和4年11月30日付け市戸第268号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第171号

「開示請求者の戸籍附票の交付状況」の一部開示決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

「開示請求者の戸籍附票の交付状況」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ① 令和4年7月22日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、本件個人情報について開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に、開示請求に係る保有個人情報の内容として、次のように記述している。

「本人戸籍の附票を〇〇年〇月〇日から開示請求日までの間に、誰が、何時、申請取得したか知りたい。」（表現を一部補正）

- ② 令和4年8月2日、実施機関は、本件個人情報が記録された公文書として、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」（以下「本件職務上請求書」という。）及び「戸籍謄抄本等の交付申請書（郵送請求用）」を特定し、そのうち、本件職務上請求書の一部を条例第20条第3号アに規定する非開示情報に該当するとして、その余の部分を開示する本件処分を行った。
- ③ 令和4年11月4日、審査請求人は、本件処分を不服として審査庁である福岡市長に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び令和5年12月13日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 福岡市は、司法書士が提出した本件職務上請求書により、審査請求人の戸籍の附票等を交付したが、当該司法書士は本件職務上請求書に記載した利用目的以外の目的に使用する等しており、これは職務上請求書の不正使用である。
- ② 本件職務上請求書の職印印影を黒塗りとするのは不当で、これを含めて情報開

示すべきである。

- ③ 職務上請求書の不正使用の予防対策を講じるべきである。具体的な対策としては、第三者から職務上請求書で個人情報取得されたときは、事前登録の有無にかかわらず、全員に対して、誰が何を取得したのか通知すべきである。
- ④ 不正な方法で審査請求人の個人情報取得されているのに、不正に取得した側は、職印印影の非開示等で厚く保護されるのは納得がいかない。福岡市は、不正な方法で取得する者に甘く、不当に取られた者には厳しいという印象である。
- ⑤ 審査請求人の主張は、戸籍法及び住民基本台帳法における戸籍謄本等の交付制度にかかるものにとどまらず、個人情報の適正な取扱いの確保を市の責務と定める条例第3条にも関わっている。また、個人情報の利用及び提供に関する制限を定める条例第10条からすると、本件職務上請求書に記載の利用目的に従い使用されたかを見届ける義務があり、開示・非開示の判断の適法性及び妥当性に何ら影響を及ぼすものではないとの実施機関の主張は誤りである。
- ⑥ 実施機関等の責務を定める条例第4条からすると、実施機関は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性について職員の意識の啓発に努めなければならないところ、これらが十分に行われていないのではないのか。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び令和5年11月15日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 本件職務上請求書の請求者の職印の印影については、司法書士が真正に作成したことの証として押印されたものであり、開示することにより、当該印影が第三者に偽造されるなどし、当該司法書士名義の文書を偽造することが可能となり、当該司法書士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと判断し、条例第20条第3号アにより非開示としたものである。
- ② 保有個人情報開示請求に対する決定は、条例の規定に従って行うところ、職務上請求書の不正使用の予防対策に関する審査請求人の主張は、戸籍法及び住民基本台帳法における戸籍謄本等の交付制度にかかるものであることから、本件処分における開示・非開示の判断の適法性及び妥当性に何ら影響を及ぼすものではない。
- ③ なお、福岡市においては、住民票の写し等を不正に取得されたことが明らかになった場合や、事前登録者の住民票の写し等が第三者や代理人に取得された場合に、本人への通知を行う本人通知制度の導入により、すでに職務上請求書の不正使用の予防対策を講じているところである。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報について

実施機関は、本件個人情報記録された公文書として、本件職務上請求書及び戸籍謄抄本等の交付申請書（郵送請求用）を特定し、そのうち、本件職務上請求書については、条例第20条第3号アに規定する非開示情報に該当することを理由に、その一部を非開示としている。

これに対し、審査請求人は、非開示部分の開示を求めているものと解されるので、以下、条例第20条第3号ア該当性について検討する。

(2) 非開示部分の条例第20条第3号ア該当性について

① 条例第20条第3号アは、法人その他の団体（市及び国等を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、同号ただし書に規定する場合を除き、非開示とする旨定めている。

② 非開示部分については、当審議会において確認したところ、司法書士印が押印されていることが認められた。当該司法書士印の印影は、本件職務上請求書を提出するに当たって、司法書士が真正に作成したことの証として押印したものである。当該印影を開示すると、これを第三者に偽造されるなどして、当該司法書士名義の文書を偽造することが可能となり、当該司法書士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第20条第3号アに該当し、同号ただし書に該当する事実も認められないことから、非開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、職務上請求書の不正使用の予防対策等に関して、種々の主張を述べるが、これらは条例第20条第3号ア該当性の判断とは関係なく、当審議会の上記判断を左右するものではない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
令和4年11月30日	審査庁から諮問
令和5年1月16日	実施機関から弁明意見書を受理
令和5年3月10日	審査請求人から反論意見書を受理
令和5年10月11日（調査手続）	審議

令和５年11月15日（第248回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
令和５年12月13日（第249回審査請求部会）	審査請求人から意見聴取及び審議
令和６年１月31日（第250回審査請求部会）	審議